



ひらた行政だより

～新型コロナウイルス感染防止に向けての「村長メッセージ」～

村民、事業者の皆様へ

新型コロナウイルスへの感染が拡大し、4月16日に全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。

緊急事態宣言は「全国民の生命、生活、経済が最も危険な状況にある」ということです。

本村では幸いにも感染者は確認されておりませんが、いつ感染者が出てもおかしくない状況です。

様々な業種において、経営状況の悪化を招き、今後の生活に不安を抱いている方も多くいらっしゃることは承知しております。

しかし、新型コロナウイルスという目に見えない敵から、村民の皆様尊い命を守るためには「コロナウイルスを村に入れない」「万が一入ったとしても絶対に拡げない」ことが最優先事項です。

感染拡大防止には、ここ2～3週間が極めて重要であります。この緊急事態が今後どうなるかは、村民の皆さん、一人ひとりがどう行動するかにかかっております。そして、その行動が適切だったのかがわかるのは5月7日以降です。

大切な人、愛する家族の命、ふるさとの経済活動がどうなるのかは、皆さんの行動にかかっています。

やりたいこと、会いたい人、行きたいところがあるかもしれませんが、今は我慢してください。

今はただ、じっとしててください。

そして、「みんなで頑張ろう」を拡散してください。

しばらくは、耐え忍ぶ日が続きますが、未曾有の危機を村民一丸となって乗り越えていくためにも、皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

平田村長 澤村 和明

(裏面へ続く)

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

それ、給付金を装った詐欺かもしれません！

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください！

特別定額給付金に関して

- ・市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることはありません。

現時点で、市区町村や総務省などが、住民の皆様の世帯構成や、銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問合せすることはありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話 #9110）にご連絡ください。

お問い合わせ先 住民課 電話 0247-55-3112

令和2年度狂犬病予防注射は延期されます。

生後3ヶ月以上の犬を対象とした狂犬病予防注射を5月23日（土）、24日（日）に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、当面の間実施を見合わせる事となりました。

また、新規畜犬登録の手続きは役場住民課で随時行っておりますので、新たに犬を飼い始めた場合には、ご登録をお願いします。

お問い合わせ先 住民課 電話 0247-55-3112